

新潟市国民健康保険一部負担金の保険者徴収に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第2項の規定による保険医療機関等の一部負担金の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(保険医療機関等の善良な管理者と同一の注意義務)

第2 法第42条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとする保険医療機関等は、善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明すること。この場合における善良な管理者と同一の注意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事情に基づき市長が認定する。

2 前項の被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明する事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1か月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。
- (2) 療養終了後から3か月以内及び6か月经過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。
- (3) 療養終了後から6か月经過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。

(保険者への処分の請求)

第3 保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって一部負担金の支払いを求めたにもかかわらず、被保険者がその支払いをしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3か月を経過後、市長に対し、電話又は文書による催促の協力を要請したうえで、おおむね6か月を経過した後、市長が保険医療機関等から処分の請求を受けたときは、次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとする。

- (1) 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの。
 - (2) 被保険者の属する世帯が保険料（税）の滞納処分を実施する状態にあるもの。
- 2 処分の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に基づく督促を実施し、法第79条の2及び地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき当該請求に係る処分を行ったうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

附 則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。